

平成30年度の改正法人税法等説明会及び消費税軽減税率制度説明会の開催について

日時 10月18日(木) 13時30分～15時30分
場所 有田市箕島27番地
主催 湯浅税務署、公社団法人湯浅納税協会
お問合せ先 湯浅税務署法人課税部門
☎63・54006

無料、空き家なんでも相談会

有田振興局建築グループ
☎64・12090 FAX64・1268
空き家に関する相談を行政職員と専門家が無料で相談対応します。
日時 10月9日(火) 13時30分～16時
12月11日(火) 13時30分～16時
2月12日(火) 13時30分～16時
場所 有田振興局(湯浅町湯浅2-35-1)
申込み
①名前②連絡先③相談内容④参加希望日⑤有田振興局建築グループまで事前に連絡してください。(申込みが無い場合でも相談対応可能です)

「緑の募金運動」にご協力ありがとうございました

皆様にご協力いただきました、緑の募金373,050円につきましては、(公財)和歌山県緑化推進会を通じて、地域

の学校での緑化推進及びボランティアによる森林の整備等に活用され、水の確保、災害の防止、安らぎの提供等、快適な環境づくりのために役立てられます。これからも、皆様からのご支援ご協力をよろしく願います。

行政相談週間について

10月15日(月)～21日(日)

総務省では、毎年10月中の一週間で「行政相談週間」と定め、行政相談制度の周知と利用促進に努めています。湯浅町での期間中の相談等は次のとおりです。行政についてご相談のある方はお立ち寄りください。

相談は無料で、秘密は厳く守られます。
日時 10月17日(水) 13時30分～15時
場所 駅前多目的広場
相談員(総務大臣委嘱)
成田 誠治 氏
土岐 重晴 氏
相談例
年金・医療保険・道路・登記手続きについて等



小児インフルエンザ予防接種費用を助成します

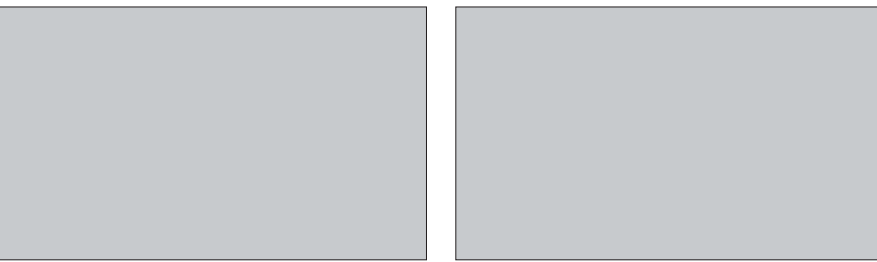
インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られ

ます。お子さまではまれに急性脳症など、重症になることがあります。町では予防接種を希望するお子さまにインフルエンザ予防接種費用を助成します。
接種期間 平成30年10月1日から平成31年1月31日
対象者 湯浅町の住民基本台帳に記載されている者で、10月1日時点で満1歳から小学校就学前(年長児)のお子さま
助成額 1人に対し2回まで、1回あたり3千円を上限とします。ただし、接種費用が上限を下回る場合は、それを助成額とします。
接種を受けるには 町から対象者に案内を郵送しています。実施医療機関(予約し、町が発行した書類を持参して接種を受けてください。
お問合せ 健康福祉課健康推進係(10番窓口)
☎64・1120

チエックしなくちゃ。最低賃金

和歌山県最低賃金 時間額803円
効力発生日 10月1日
詳しいことは、和歌山労働局労働基準部資金室
☎073・488・1152
又は最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています



台風に備えて、家の補強をしましょう

台風21号では、湯浅町でも風水害による多くの被害が発生しました。強風対策として、雨戸、窓ガラス、看板などを補強しましょう。また、屋根や、アンテナなどの状態確認をし、鉢植え等を室内へ入れ、物干し竿などを固定するための準備をしましょう。特に窓ガラスの飛散は大変危険です。飛来物や風圧に耐えるために、外から板で塞いだり、飛散防止フィルムを貼ったり、養生テープ等で×印に貼りましょう。また、ガラスが割れても室内に飛び散らないように内側にはカーテンを引きましょう。

移動県民相談のお知らせ

有田振興局総務課 ☎64・1257
日時 10月26日(金) 13時～16時
場所 有田振興局
相談内容 弁護士及び県民相談員による法律相談、行政相談、その他一般相談(無料)
事前受付 10月12日(金) 朝9時から電話予約可(先着9名)

堆肥「なぎコンボ」の販売について

有田衛生施設事務組合では、汚泥再生処理センターで作られた堆肥「なぎコンボ」を販売しています。販売価格、販売場所等については下記のとおりです。
販売日時 平日・9時から16時

販売場所

有田衛生施設事務組合 リユースなぎ販売価格 1袋(15kg) 50円
※なぎコンボは農林水産省の登録を受けた堆肥ですので、重金属などの有害成分について公差規格内となっています。農林水産省登録番号 生第87233号
※詳しくは、有田衛生施設事務組合 湯浅町湯浅2350番地
☎63・5444迄お問合せください。
主要成分 生産した事業場における平均的な測定値
●窒素…31% ●リン酸…4.2%
●カリ…0.4% ●炭素窒素比…6



秋の全国火災予防運動

11月9日(金)から15日(木)まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。
今年度の標語
「忘れてないよ サツメスマホに 火の確認」
住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします！
すべての住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。必ず設置し、定期的な点検するよう、適切に維持管理しましょう。
また、住宅用火災警報器は、古くなる

と電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる場合があります。早期に火災を発見出来ません。10年を目安に交換しましょう。

飲食店を営業されている皆様へ

消防法令の改正に伴い、消火器を設置すべく、飲食店の範囲が拡大されます。平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。これにより、小規模な飲食店にも消火器の設置が必要となります。
施行日 平成31年10月1日

紀勢本線をご利用ください

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとっては、なくてはならない大切な交通手段です。近年、道路交通網の進展により、電車の利用、特に私たちの生活基盤である紀勢本線の利用者数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を地域で支えることも必要です。このため、紀勢本線活性化促進協議会加盟の市町村では、様々な取組を行っています。が、町民の皆様におかれましては、地域の鉄道を守るためにも、旅行などで出かけの際には、渋滞なしで時間に正確、安全性が高い、地球環境への影響が少ないといった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

